

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止について（報告）〈案〉

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第13条の政令を改正し、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジ－t e r t－ブチルフェノール（以下「当該物質」という。）が使用されている以下の製品の輸入を禁止することが適当である。

1. プラスチック樹脂成型品
2. 特殊合板（化粧板）
3. ワックス
4. 塗料
5. 接着剤
6. 印刷・感光材料（グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材）
7. シーリング剤、補修剤
8. 芳香剤

（理 由）

上記品目については、当該物質が使用されている製品が過去10年間のうちに海外において生産されていたことが実績等により認められているとともに、当該物質が使用されていることが一般的であって、過去10年間のうちに日本国内で当該物質が使用された製品の生産の実績があり、輸入を制限しない場合には環境汚染のおそれがあると考えられることから、政令を改正して当該物質を含むものの輸入を禁止することが適当である。